

第 125 回 八戸市都市計画審議会

議案資料

議案第 1 号 建築基準法第 51 条による一般廃棄物処理施設（破碎・選別施設）の敷地の位置について

議案第 2 号 八戸市立地適正化計画の改定素案について

（令和 5 年 11 月 16 日時点）

建築基準法第 51 条による一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設（破碎・選別施設））
の敷地の位置（特定行政庁許可）について

【 概 要 】

令和 2 年 4 月に建築基準法第 51 条ただし書き許可を取得し、産業廃棄物の破碎処理を行っている施設について、定置式の破碎・選別施設を新たに設置し、既設の移動式破碎施設も含めて一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設（破碎・選別施設））としても許可を取得しようとするものである（施設は産廃処理施設と併用）。

申請地は、工業専用地域内にあり、一般廃棄物処理施設の計画について、都市内の位置・立地区域・敷地条件・施設計画・交通処理・環境対策の妥当性において問題がないと認められるため、建築基準法第 51 条ただし書きの規定により、特定行政庁である八戸市長が八戸市都市計画審議会の議を経て許可をしようとするものである。

なお、処理能力が既許可の 1.5 倍超となることから、産業廃棄物処理施設としても改めて許可を取得するため、青森県都市計画審議会の議を経る予定である。

	敷地	処理施設	産廃	一廃
既許可	豊洲 2-37, 2-43, 2-44	移動式破碎機	許可済	
今 回 計 画	下表の「位置」のとおり	[既設]移動式破碎機	(移動範囲増)	新規
		[新設]定置式破碎・選別機	新規	新規

建築主氏名	奥羽クリーンテクノロジー株式会社 代表取締役 社長 笹垣 岳史		
建築主住所	八戸市豊洲 3-19		
位 置	八戸市豊洲 1-2, 2-16, 2-36, 2-37, 2-39, 2-40, 2-41, 2-42, 2-43, 2-44		
敷地面積	24, 115. 86 m ²		
用 途	一般廃棄物処理施設 ごみ処理施設（破碎・選別施設）		
建 築 面 積	申請部分	申請以外の部分	合計
	2, 330. 88 m ²	270. 83 m ²	2, 601. 71 m ²
延 べ 面 積	申請部分	申請以外の部分	合計
	2, 330. 88 m ²	270. 83 m ²	2, 601. 71 m ²
処理能力 (移動式破碎機 1 台当たり 又は定置式破碎機 1 台当たり)	<input type="checkbox"/> 可燃ごみ ・ 廃プラスチック類：443. 2 t / 日（16 時間稼働） ・ 紙くず：356. 8 t / 日（16 時間稼働） ・ 木くず：697. 6 t / 日（16 時間稼働） ・ 繊維くず：228. 8 t / 日（16 時間稼働） ・ ゴムくず：659. 2 t / 日（16 時間稼働）		
	<input type="checkbox"/> 不燃ごみ ・ 金属くず：1, 280 t / 日（16 時間稼働） ・ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず：1, 280 t / 日（16 時間稼働） ・ がれき類：1, 280 t / 日（16 時間稼働）		